

川崎市コミュニティセンター条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 1 3 号

## 川崎市コミュニティセンター条例の一部の施行期日を定める規則

川崎市コミュニティセンター条例（令和6年川崎市条例第6号）（第4条（指定管理者に川崎市コミュニティセンターの管理を行わせることに係る部分を除く。）及び第18条の規定に限る。）の施行期日は、令和7年3月28日とする。